

## 上市町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 上市町

事 業 名 : 下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 37 年度

### 1. 事業概要

#### (1) 事業の現況

##### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成4年度 (24年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	2,767.5	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	2区(森尻処理区、柿沢処理区)		
処理場数	1箇所(石仏浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成22年度から、柿沢処理区の神田浄化センターを汚水処理施設から汚水貯留施設に変更し、汚水処理は中新川公共下水道へ接続することによって、一体的に処理を行っています。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

##### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 10㎡まで1,512円 超過使用料 10㎡超え1㎡につき172円80銭				
業務用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 10㎡まで1,512円 超過使用料 10㎡超え1㎡につき172円80銭				
その他の使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 10㎡まで1,512円 超過使用料 10㎡超え1㎡につき172円80銭				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	3,240円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	3,388円
	平成26年度	3,240円		平成26年度	3,366円
	平成25年度	3,150円		平成25年度	3,291円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	建設課上下水道班は現在7名で、業務は水道事業、下水道事業、農業集落排水事業に兼務して当たっています。職員給与の予算措置については、水道事業会計に5名、下水道事業会計に2名を措置している状況です。
事業運営組織	組織体制の見直しを行い、職員の削減に取り組みつつ、平成17年度に上下水道課から建設水道課へ統合、平成20年度に名称が建設水道課から建設課となり、現在に至っています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務、水質検査業務を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	無
	ウ PPP・PFI	無
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	無
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	無

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成28年度に策定しました平成27年度決算「経営比較分析表」を添付しております。  
この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となっています。

## 2. 経営の基本方針

### ○適切で計画的な事業執行

これまでの建設投資に伴う公債費(元利償還費)の大きな負担や維持管理費の増加傾向から厳しい経営を強いられております。限られた財源の中、適正な事業計画と財政計画を基に経営を行っていきます。また、将来的には公営企業会計適用により独立採算性及び透明性を高め、経営状況をわかりやすく提供できるよう検討していきます。

### ○効率的な事業執行

業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組みます。これまでと同様に民間委託の活用により、業務効率を図りつつ、将来的には包括的民間委託等により効率的な民間活用について検討していきます。

### ○収入の確保と負担の適正化

財政基盤の強化のため、収入の確保と一般会計との負担区分の適正化を図ります。また、収入の確保のため使用料を確実に収入するとともに、国や企業債の資金を的確に調達していきます。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

##### ○投資の目標に関する事項

補助事業(中新川公共下水道への接続工事)に関しては、平成32年度完了を目標年度としています。

##### ○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

石仏浄化センターを処理施設から貯留施設に変更し、中新川公共下水道への接続工事を実施していきます。また、単独事業として、公共ます設置工事等を申請により実施していきます。

##### ○防災・安全対策に関する事項

市街地浸水対策として、雨水幹線築造工事を実施していきます。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

##### ○財源の目標に関する事項

補助事業に係る国庫補助金及び起債収入を平成32年度までで計画しています。また、一般会計からの繰入を減らすため、確実な使用料収納と資本費平準化債の発行を計画しています。

##### ○使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

人口減少により、今後の使用料収入の大幅な増は見込めないため、収納率の向上及び水洗化の促進を図ることにより減収にならないよう計画していきます。また、消費税増税に伴う改定を含み、使用料の改定を検討していきます。

##### ○企業債に関する事項

建設改良費については下水道事業債を充て、資本費平準化債については、発行可能額以内で計画しています。

##### ○繰入金に関する事項

営業収益で賄いきれない営業外費用については、基準内繰入金を充当し、元金償還に充てる繰入金については、基準内繰入金及び基準外繰入金を充当するよう計画しています。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

##### ○民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)

包括的民間委託等を検討していきますが、現状では経費削減になるかは不透明なため、現在の委託費用から算定しています。

##### ○職員給与費に関する事項

今後10年は平成28年度予算をベースに、ほぼ同額で算定しています。

##### ○動力費に関する事項

今後10年は平成28年度予算をベースに、ほぼ同額で算定しています。

##### ○薬品費に関する事項

今後10年は平成28年度予算をベースに、ほぼ同額で算定しています。

##### ○修繕費に関する事項

今後10年は平成28年度予算をベースに、ほぼ同額で算定しています。

##### ○委託費に関する事項

現状の委託状況から費用を算出しています。

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	本町の下水道の汚水処理施設は1施設ありますが、平成32年度までに貯留施設に変更し、隣接する中新川公共下水道へ接続することによって、一体的に汚水処理を行っていきます。
投資の平準化に関する事項	補助事業による建設改良工事(中新川公共下水道への接続工事)は平成32年度で完了する予定です。将来的には管渠等の更新工事が必要となってきますが、計画期間中に耐用年数を超えるものではありません。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	計画期間中の民間活力の活用による投資は予定していません。
その他の取組	

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	本町の使用料については、平成26年度に消費税の増税分を転嫁して以来、現行の使用料で運営しており、上市町・立山町・舟橋村の2町1村で構成される中新川広域行政事務組合の中新川公共下水道の使用料と同一であります。今後は財源となる使用料の適正化に努めるべく、中新川広域行政事務組合と連携しながら、使用料の改定を検討していきます。
資産活用による収入増加の取組について	起債の元利償還が多額に上り、多くを一般会計からの繰入に頼っている現状では、基金等の積立を行うのは困難と考えます。
その他の取組	一般会計繰入金については、現在も基準外繰入をしなければならない状況です。起債償還額については、今後も資本費平準化債を充て、公債費負担の平準化を図るとともに、経費削減を徹底し、計画的な修繕を行いながら、少しでも一般会計に頼らない健全な運営を目指します。また、建設改良に当たっては、国の補助事業活用や交付税措置の有利な起債を借り入れるなど、適切な財源確保を検討していきます。

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在は処理施設の維持管理業務・水質検査業務を民間委託していますが、今後も民間活力の活用を進めていきます。
職員給与費に関する事項	計画期間中、2名の職員給与費を予算措置していますが、事業の重要性や業務内容の変化など必要に応じて、職員の増減について検討していきます。
動力費に関する事項	従来から経費削減に取り組んでおりますが、より削減可能か検討していきます。
薬品費に関する事項	従来から経費削減に取り組んでおりますが、より削減可能か検討していきます。
修繕費に関する事項	計画的に修繕を実施すべく、財源の確保に努めていきます。
委託費に関する事項	さらなる経費の削減、効率化に努めていきます。
その他の取組	水洗化の促進、収納率の向上など財源確保につながる経費について、費用対効果を検証しつつ取り組んでいきます。

**4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項**

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、また、5年ごとに見直し(ローリング)を行うことにより、PDCAサイクルを効果的に回して、本経営戦略の事後検証、更新を行っていきます。
---------------------	--

投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度	前年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	
		(決算)	(決算)	(決算見込)												
収益的収入	1 総 収 益 (A)	1 総 収 益 (A)	201,063	186,311	200,258	225,773	217,350	216,690	217,450	212,830	212,830	212,930	187,850	195,770	203,030	
		(1) 営 業 収 益 (B)	(1) 営 業 収 益 (B)	109,955	98,583	119,618	132,253	132,210	132,210	132,310	132,310	132,310	132,410	132,410	132,410	132,410
			ア 料 金 収 入	49,844	51,265	51,400	51,143	51,100	51,100	51,200	51,200	51,200	51,300	51,300	51,300	51,300
			イ 受 託 工 事 収 益 (C)	60,000	47,200	68,000	81,000	81,000	81,000	81,000	81,000	81,000	81,000	81,000	81,000	81,000
		ウ そ の 他	111	118	218	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	
		(2) 営 業 外 収 益	(2) 営 業 外 収 益	91,108	87,728	80,640	93,520	85,140	84,480	85,140	80,520	80,520	80,520	55,440	63,360	70,620
			ア 他 会 計 繰 入 金	91,103	87,728	80,640	93,520	85,140	84,480	85,140	80,520	80,520	80,520	55,440	63,360	70,620
	イ そ の 他	5														
	2 総 費 用 (D)	2 総 費 用 (D)	167,570	145,074	160,833	196,833	163,751	160,478	157,043	143,546	139,695	136,187	133,108	130,550	128,277	
		(1) 営 業 費 用	(1) 営 業 費 用	113,966	94,710	114,000	153,000	123,000	123,000	123,000	113,000	113,000	113,000	113,000	113,000	113,000
			ア 職 員 給 与 費					13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
			ウ ち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	113,966	94,710	79,000	140,000	110,000	110,000	110,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
		(2) 営 業 外 費 用	(2) 営 業 外 費 用	53,604	50,364	46,833	43,833	40,751	37,478	34,043	30,546	26,695	23,187	20,108	17,550	15,277
			ア 支 払 利 息	53,604	50,364	46,833	43,833	40,751	37,478	34,043	30,546	26,695	23,187	20,108	17,550	15,277
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	11	9														
イ そ の 他																
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		33,493	41,237	39,425	28,940	53,599	56,212	60,407	69,284	73,135	76,743	54,742	65,220	74,753		
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	1 資 本 的 収 入 (F)	115,763	120,355	127,749	165,410	220,090	225,750	230,090	130,710	131,710	135,710	92,790	81,870	72,610	
		(1) 地 方 債	(1) 地 方 債	54,900	66,200	63,200	77,700	126,000	132,000	136,000	89,000	90,000	94,000	64,000	49,000	36,000
			ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	54,900	66,200	63,200	63,700	76,000	82,000	86,000	89,000	90,000	94,000	64,000	49,000	36,000
		(2) 他 会 計 補 助 金	59,897	53,277	63,360	73,480	43,860	43,520	43,860	41,480	41,480	41,480	28,560	32,640	36,380	
		(3) 他 会 計 借 入 金														
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金					14,000	50,000	50,000	50,000						
		(6) 工 事 負 担 金	966	878	1,189	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	
	(7) そ の 他															
	2 資 本 的 支 出 (G)	2 資 本 的 支 出 (G)	150,007	159,189	165,074	194,678	273,825	283,708	291,886	201,645	206,408	213,655	149,020	149,020	149,020	
		(1) 建 設 改 良 費	(1) 建 設 改 良 費	15,325	16,255	13,300	34,000	100,000	100,000	100,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
			ウ ち 職 員 給 与 費	13,399	13,645	10,700										
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	134,682	142,934	151,774	160,678	173,825	183,708	191,886	199,645	204,408	211,655	185,805	175,309	166,535	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他																
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 34,244	△ 38,834	△ 37,325	△ 29,268	△ 53,735	△ 57,958	△ 61,796	△ 70,935	△ 74,698	△ 77,945	△ 56,230	△ 67,150	△ 76,410		

投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分	年 度		前々年度	前年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
	(E)+(I)	(J)	(決算)	(決算)	(決算見込)										
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	△ 751	2,403	2,100	△ 328	△ 136	△ 1,746	△ 1,389	△ 1,651	△ 1,563	△ 1,202	△ 1,488	△ 1,930	△ 1,657
積 立 金	(K)														
前年度からの繰越金	(L)		7,023	6,272	8,675	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
前年度繰上充用金	(M)														
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	6,272	8,675	10,775	2,672	2,864	1,254	1,611	1,349	1,437	1,798	1,512	1,070	1,343
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)														
実 質 収 支	黒 字 (P)		6,272	8,675	10,775	2,672	2,864	1,254	1,611	1,349	1,437	1,798	1,512	1,070	1,343
(N)-(O)	赤 字 (Q)														
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$														
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$		67	65	64	63	64	63	62	62	62	61	59	64	69
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(R)														
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	49,955	51,383	51,618	51,253	51,210	51,210	51,310	51,310	51,310	51,410	51,410	51,410	51,410
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S)) \times 100$														
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)		49,955	51,383	50,912	50,410	50,510	50,610	50,710	50,810	50,910	51,010	51,010	51,010	51,010
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V)) \times 100$														
他会計借入金残高	(W)														
地方債残高	(X)		2,292,520	2,215,785	2,195,112	2,107,406	2,028,581	1,939,873	1,846,488	1,711,842	1,572,435	1,425,779	1,304,974	1,194,665	1,093,130

○他会計繰入金

(単位:千円) 位:千円)

区 分	年 度		前々年度	前年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
	(決算)	(決算)	(決算見込)												
収益的収支分	91,103	87,723	80,640	93,520	85,140	84,480	85,140	80,520	80,520	80,520	55,440	63,360	70,620		
うち基準内繰入金	91,103	87,723	80,640	93,520	85,140	84,480	85,140	80,520	80,520	80,520	55,440	63,360	70,620		
うち基準外繰入金															
資本的収支分	59,897	53,277	63,360	73,480	43,860	43,520	43,860	41,480	41,480	41,480	28,560	32,640	36,380		
うち基準内繰入金	12,837	13,177	12,960	15,030	11,610	11,520	11,610	10,980	10,980	10,980	7,560	8,640	9,630		
うち基準外繰入金	47,060	40,100	50,400	58,450	32,250	32,000	32,250	30,500	30,500	30,500	21,000	24,000	26,750		
合 計	151,000	141,000	144,000	167,000	129,000	128,000	129,000	122,000	122,000	122,000	84,000	96,000	107,000		

# 経営比較分析表

富山県 上市町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家賃料金(円)
-	該当数値なし	15.88	71.01	3,240

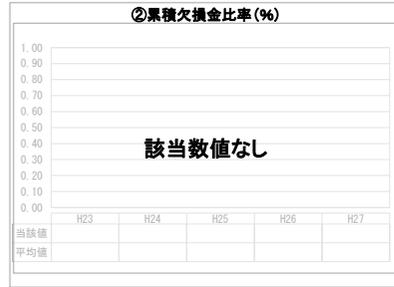
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
21,523	236.71	90.93
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
3,404	1.23	2,767.48

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	平成27年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



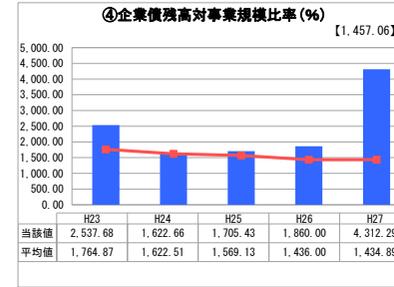
「単年度の収支」



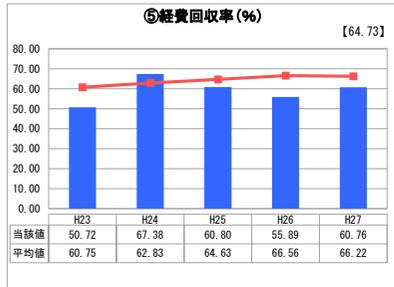
「累積欠損」



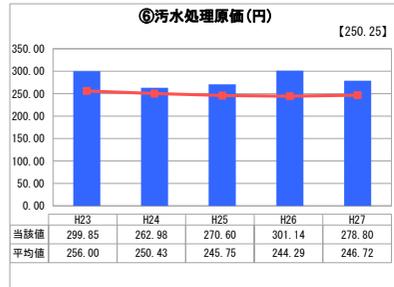
「支払能力」



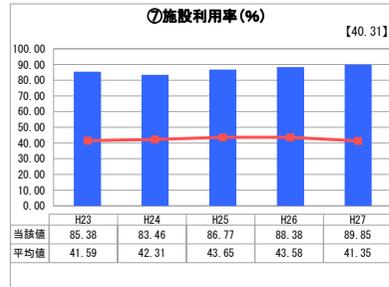
「債務残高」



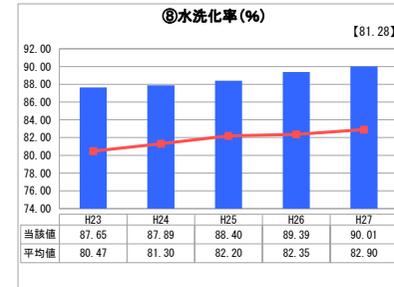
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」

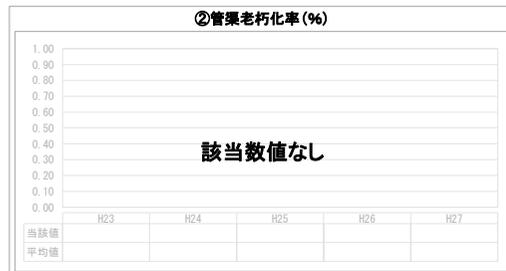


「使用料対象の捕捉」

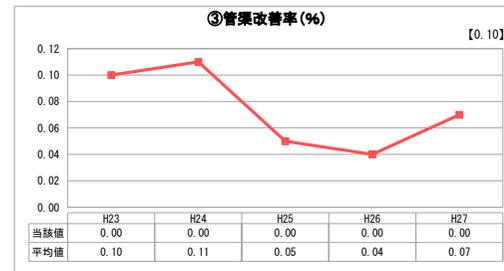
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率は64.69%(H27)と単年度については赤字となっており、経営の健全性については一定の水準に達していない状況である。  
 ②累積欠損比率は、類似団体の平均値を上回っており、今後の起債返済が課題となる。  
 ③流動比率は、類似団体の平均値を上回っており、支払能力は確保されていると見られる。  
 ④企業債残高対事業規模比率は、類似団体の平均値を上回っており、今後の起債返済が課題となる。  
 ⑤経費回収率は60.76%と100%を下回っており、使用料では回収できていない。  
 ⑥汚水処理原価は、ここ数年は類似団体の平均値を上回っている。  
 ⑦施設利用率は、ここ数年は類似団体の平均値を上回っており、施設の効率性が図られているといえる。  
 ⑧水洗化率については、類似団体の平均値より高い水準にあり、今後も水洗化率の向上に努めていく。

### 2. 老朽化の状況について

今のところ、布設後30年を経過した管渠はないが、今後、管渠の点検等が必要となってくる為、十分に留意していく必要がある。

### 全体総括

本町においては、収益的収支比率はここ数年65～75%前後で推移し、赤字が続いている状況である。汚水管渠の面的整備事業が終了しているため、今後は下水道事業の普及啓発に努め、経営の効率性をより高めることが必要と考えられる。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。  
 ※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。